

担当課名	クリーンセンター
案件名	1・2号空気予熱器清掃装置交換修繕
案件の概要	1・2号空気予熱器清掃装置の交換修繕を実施する。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2年 5月25日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	10,780,000円（うち消費税980,000円）
契約期間	令和 2年 5月25日～令和 3年 3月31日
随意契約とした理由	<p>本業務は、1・2号空気予熱器清掃装置の交換修繕を実施するものである。</p> <p>1・2号空気予熱器清掃装置は、燃焼工程により発生する排ガス中のばいじんが空気予熱管に付着して、排ガスが閉塞しないように堆積したばいじんを清掃するために必要な装置である。</p> <p>現在、1・2号空気予熱器清掃装置は、経年劣化により清掃装置が脱落する寸前であり、清掃できなくなるとばいじんが堆積し、空気予熱器が閉塞して排ガスが抜けなくなり、焼却運転の緊急停止が予想されるため早急の修繕を要する。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その修理には施設に精通した者による実施でなければならない。また、焼却炉の稼働を行いながら修繕を進めていく必要があり、安全性を確保しながら修繕を進めていかなければならないことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており、修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当）</p>